



## 5月8日以降の新型コロナ対策について

5月8日以降、感染症法上の位置づけが変更となり、それに伴い広濟寮での新型コロナ対策が一部変更になりますので、お知らせいたします。

### (1) 面会について

玄関横のテーブルで対面での面会を再開します。面会者を受け入れるにあたって、面会者に発熱や咳嗽などの症状がないことを確認し、利用者・家族双方にマスクの着用を求めます。人数は2名まで、時間は30分を目安とします。また、看取りの方や体調に著しい変化のある方（看取りが近い方）については、今までと同様に居室で面会していただきます。なお、子どもの面会については、マスク着用や手指消毒ができる場合に限り、面会可能とします。引き続き、面会のご予約は事前に電話で頂ければと思います。

### (2) 面会時のチェックリスト

- 発熱していない
- のどが痛くない
- 咳が出ない
- 過去7日以内に発熱や咳、のどの痛みなどの症状が面会者本人または同居者にない
- 面会者は2名以下である
- 面会は30分以内にする
- 面会者はマスク着用、手指消毒をしている
- 子どもはマスク着用、手指消毒ができる子どもに限る（赤ちゃん等のご遠慮願います）
- 面会場所での飲食はしない



## 個別の払い戻しの簡素化

現在、広濟寮でお預かりしている通帳や現金から、その都度、必要な経費（診療費、薬代、予防接種代、散髪代、お菓子代、ジュース代、口腔ケア用品代など）をJAひがしみの落合支店の窓口で担当職員が払い戻したり、支出しています。

しかし、業務効率化の観点から、上記費用を「その他利用料」として、広濟寮の利用料の引き落としと同時に、利用者口座等から引き落としをさせていただきたいと思っております。利用明細は、請求書・領収書と一緒に3か月に1度、郵送しますのでご確認ください。

つきましては、5月利用料分（6月20日引き落とし予定）から始めますので、よろしくお願ひします。



## 利用料の引き落とし日の変更

現在、広濟寮の利用料の引き落としを毎月16日にしていますが、左欄の「その他利用料」の請求が出揃うのに少し時間がかかるため、5月利用料分から20日引き落とし（6月20日）に変更させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

